



あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり

基本目標 V

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり【DV防止基本計画】

主要施策12 あらゆる暴力の根絶

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	5年度進捗実績	5年度進捗度	5年度の成果とその取り組み方並びにどのような努力を行ったか(できなかった場合はその理由も含む)	6年度実施計画	6年度実施計画を実現するため、どのような取り組みを行いますか。	担当課
V	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜DV根絶に向けた啓発の充実＞DV防止法、ストーカー規制法等を周知するとともに、女性に対する暴力についての正しい認識を浸透するため、学習機会を推進します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座で「DV被害者への法的支援」をテーマに、DV防止法の保護命令制度の改正について講座を開催(参加人数:31名)、新しい制度を認識し、相談員、支援員が正しい知識を習得する学習機会となった。	1、計画を大幅に上回る	このスキルアップ講座には、男性の参加者が7名あり、男性から女性の生きづらさを理解する啓発のきっかけとなった。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。関係機関等から啓発冊子の配布・加配も行います。	人権推進課
V	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボン)」「子どもの虐待防止オレンジリボン運動」において、家庭支援課と共催で市役所ロビー、図書館で啓発ツリー、パネル等を展示し、また南海岡田浦駅では駅頭啓発を行った。	2、計画をやや上回る	関係課や関係機関と連携強化に努め、DV防止法、児童虐待防止法などを広く一般市民に周知・啓発することができた。	引き続き、家庭支援課と共催で市役所ロビー、図書館で、資料・パネル等の展示、駅頭啓発を実施します。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
V	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努めた。	3、計画どおり	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止のため関係機関と連携を図った。大きな事件はなかった。	性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた運動を実施するとともに、各地域で啓発に努める。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜早期発見のための取組の推進＞状況が深刻化することを防ぐため、被害者自身が被害に気づき、いち早く相談するよう周知啓発を行います。また、配偶者からの暴力に関する相談窓口を掲載したDV相談窓口一覧カード等を活用します。	相談窓口記載のカードを作成し、市役所本庁・別館女子トイレに配架、各公共施設及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努めた。	2、計画をやや上回る	相談者が窓口にいち早くつながるよう、啓発・周知を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、公式ライン等を活用し、相談窓口の周知を図ります。	必要な方に情報が届くように、様々な手法でより一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課

V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	近隣周辺や地域でも、配偶者からの暴力に気づき、支援ができるように、民生委員児童委員を通じて、講座や講演会の受講を推進した。	2、計画をやや上回る	講座・講演会の開催の案内については、民生委員児童委員や、人権擁護委員への啓発活動を進め、情報提供・共有を行い、地域の中での連携も強化した。	近隣周辺や地域でも、配偶者からの暴力に気づき、支援ができるように、講座や講演会等を通じて、啓発や学習機会を提供します。	講座・講演会の開催の案内については、民生委員児童委員や、人権擁護委員への啓発活動を進め、情報提供・共有を行い、地域の中での連携も強化します。	人権推進課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努めた。	3、計画どおり	自立相談の中で、相談を受け付け、対応した。	DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	生活福祉課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	民生委員児童委員等から提供された情報と、その課題について関係部署と連携し対応した。警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともにに行った。	関係部署との連携協会に努める。	各種研修に参加するとともに、関係団体への情報提供とその共有に努める。	長寿社会推進課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換に取り組んだ。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換に取り組んだ。	虐待やDV被害等に関する研修会への参加を、関係団体等に対し、働きかけるとともに、相互の連携強化に努めます	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかける。	障害福祉課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用した。	3、計画どおり	大阪府等が作成したリーフレットの配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を市職員に閲覧可能にし有効に活用した。	大阪府等が作成したリーフレットの配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	啓発冊子やリーフレットなどの配架には、見やすく、利用しやすいように整備します。	人権推進課

V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞ＤＶに関する知識やＤＶ被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	DV相談・女性のための相談等掲載のパンフレットを窓口を設置、また健診受診者に配布する。	3、計画どおり	困ったときの相談窓口を関係機関に配布し、普及啓発を行った。	関係機関と連携し、検討する。	関係機関と連携、検討する。	保健推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	児童生徒、若年層へのデートDVの観点から講座・講演会への参加を教職員や社会教育に携わる人などに推進した。	2、計画をやや上回る	講座・講演会開にあたっては、学校関係機関への案内・周知を行った。	児童生徒、若年層へのデートDVの観点から講座・講演会への教職員や社会教育に携わる人の参加を促します。	講座・講演会開にあたっては、学校関係機関への案内・周知も行います。	人権推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図った。	3、計画どおり	校長に対し、大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図った。	大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図る。	教職員が研修等を通じて、実態把握と未然防止に努めるとともに、児童生徒から相談しやすい体制や環境を整える。	指導課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	府作成の「中学生向けデートDV防止啓発リーフレット」を活用したデートDV防止に関する取組を実施した。	4、計画をやや下回る	ヒアリング時に各学校園にリーフレット活用の依頼を行った。教職員に対する研修は未実施。	児童生徒や若年層を対象にしたデートＤＶ防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施する。	ヒアリング時に各学校園にリーフレット活用の依頼を行う。	人権国際教育課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図った。	2、計画をやや上回る	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	子どもたちの情報モラルが高まるよう、学校に対して情報モラル教材の活用を推進した。	3、計画どおり	担当者を通じ、情報モラル教材の紹介や外部講師等によるSNS安全教室の紹介し、啓発推進を行った。	子どもたちが確かな知識を得られるように学校外部の関係機関とも連携を図る。	学校の外部機関の紹介や啓発資料などを学校園に学校に周知する。	指導課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	令和4年度導入した一人一台タブレットを活用した各学校での取組を進めるとともに、メディアリテラシーに関する学習も進めた。	3、計画どおり	一人一台タブレットを導入したことで、どの子どももインターネット上の情報に触れる機会が増えている状況になっていることを踏まえた学習を行った。	メディアリテラシーの取組を推進する。	校園長会やヒアリング等で、メディアリテラシーの取組推進に向けての情報発信や情報共有を行う。	人権国際教育課

V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図った。	2、計画をやや上回る	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府や文科省作成の啓発リーフレットを活用した。	3、計画どおり	担当者会で啓発リーフレットを使っの啓発を行った。	大阪府や文科省作成の啓発リーフレットを活用する。	大阪府や文科省作成の中学生対象の啓発リーフレットを活用する。	指導課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートＤＶ防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	府作成の「中学生向けデートDV防止啓発リーフレット」を活用したデートDV防止に関する取組を実施した。	3、計画どおり	ヒアリング時に各学校園にリーフレット活用の依頼を行った。	若年層へのDV防止の観点で、リーフレットの活用を依頼していく。	ヒアリング時に各学校園へ働きかける。	人権国際教育課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	講座や講演会等を行うとともに、大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	3、計画どおり	泉南市事業所人権推進連絡会事業所を対象に啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行った。	講座や講演会等を行うとともに、大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	泉南市事業所人権推進連絡会事業所を対象に啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課で共有し、市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	関係機関から提供される労働に関する情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めた。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発に努める。	関係機関から提供される労働に関する最新の情報を速やかに発信し、周知・啓発に努める。	産業振興課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜セクシャル・ハラスメント防止の促進＞事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 ハラスメント防止研修 参加者：26人	3、計画どおり	研修を通じ、ハラスメントの定義について正しい知識や、ハラスメントの判断基準などについて学ぶ機会を提供した。	引き続き、役職にかかわらず全職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。	引き続き、役職にかかわらず全職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。	秘書人事課

V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜性犯罪等のあらゆる暴力をなくすための啓発等の充実＞セクシャル・ハラスメントやストーカー行為、売春、性犯罪など、あらゆる暴力をなくすための啓発、学習機会を提供します。また、被害者救済のための専門の相談窓口の情報提供を行います。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図った。	2、計画をやや上回る	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図る。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図る。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	岸和田子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努めた。	2、計画をやや上回る	岸和田子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努めた。	岸和田子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努めた。	岸和田子ども家庭センター、警察署、関係課などと連携し、適切な支援の実施に努めた。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について、ヒアリング等にて確認した。	3、計画どおり	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布。	子どもの思いを共感的に聴くことの大切さを様々な研修の機会に伝えるとともに、子どもが相談しやすい体制づくりを構築していく。	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認する。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布する。	指導課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について、ヒアリング等にて確認した。	3、計画どおり	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布。	子どもの思いを共感的に聴くことの大切さを様々な研修の機会に伝えるとともに、子どもが相談しやすい体制づくりを構築していく。	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、周知していることをヒアリングにて確認する。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布する。	人権国際教育課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の研修会を開催し引き続き啓発を行った。	3、計画どおり	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設けた。	子どもへの暴力を防止するために、市PTA協議会をはじめ、関係機関との連携強化を図る。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の研修会を開催し引き続き啓発を行う。	生涯学習課

V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図った。	3、計画どおり	子どもを守る地域ネットワークにて、児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民啓発を通じて、児童虐待防止を推進した。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民啓発を通じて、児童虐待防止を推進する。	家庭支援課 (家庭児童相談室)
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努めた。	3、計画どおり	自立相談の中で、相談を受け付け、対応した。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。健診未受診者をはじめとするリスクの高い家庭等について、定期的に課内会議を行い、関係機関に情報提供を行った。	3、計画どおり	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施した。	関係機関と連携し、子どもへの暴力の防止に取り組む。	随時相談を受け、必要時には関係機関と連携し支援する。	保健推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもの権利の日に庁舎ロビーで、子どもの権利に関する作品の掲示や横断幕を設置し、周知を行った。また、地域で活動されているCSWの方や民生委員の方々の活動内容等を会議で話しあった。	2、計画をやや上回る	CSWの方や民生委員の方と会議をするにあたり、何を目的とした会議なのかを説明した。会議では、子ども達の居場所情報をわかる地図を作成するため、話し合いを行ったが、全員が共通して知っている情報などを事前に整理する必要があったため、開催は1回のみとなった。	CSWの方や民生委員の方以外にも地域で活動されている方々と連携を取れるよう努める。	ゆうてみいサポーターなど市が実施しているサポーター研修などでサポーターになられた方々と連携をとれるよう調整を図る。	子ども政策課

主要施策13 被害者の保護と自立支援

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	5年度進捗実績	5年度 進捗度	5年度の成果とその取り組み方並びにどの ような努力を行ったか(できなかった場合 はその理由も含む)	6年度実施計画	6年度実施計画を実現するた め、どのような取り組みを行いますか。	担当課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	長年開催できていなかった「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係課や関係機関と情報共有を図り、ネットワーク構築の確認ができた。	1、計画を大幅に上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係機関との連携強化を図った。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携強化を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会担当者会議については、R6年度より個別支援調整会議として、大阪府女性相談センターと連携して実施する。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	住民基本台帳事務における支援措置制度について、制度を厳格に運用し、被害者の保護を行った。	3、計画どおり	市関係部署及び警察等の関係機関と連携し、支援措置を必要とする方の個々具体の事情を把握し、措置を正確に適用した。	引き続き関係機関等と連携しつつ、住民基本台帳制度における支援措置制度を厳格に運用し、被害者の支援を行う。	市関係部署、警察等の関係機関と連携しつつ、支援措置を必要とする方から丁寧な聞き取りを行うなど、配慮を怠らず正確に保護を適用していく。	市民課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	弁護士による法律相談を月2～3回、年34回実施し、相談件数は222件ありました。	3、計画どおり	初期段階における被害者支援のため、弁護士による専門的な相談を34回行った。	弁護士による無料法律相談を実施する。	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施の予定。	産業振興課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係各課との連携を行いながら、当該ケースについて、適切な保険証等の交付事務に努めた。	3、計画どおり	令和5年度は該当ケースは無かった。今後も関係各課と連携し対応する。	関係各課と連携の上、被害者の事情を考慮して対応する。現在も国民健康保険に加入しているDV支援者には、引き続き、個人情報等に留意しながら対応していく必要がある。	DV支援者の対応方法に関する資料を課内で共有、被害者の事情を課内で考慮できるようにしておく。また、関係各課には必要に応じて引き続き連携を行っていく。	保険年金課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	・被害者の自立支援のため関係機関との連携を図った。	3、計画どおり	・関係機関と連携しながら、必要な情報交換を行った。	・関係機関と連携しながら情報収集を行い、被害者等に必要な情報提供を行う。	・関係機関との連携強化に努める。	保育子ども課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	児童虐待防止の観点から相互に連携し、機能強化を図った。	3、計画どおり	泉南配偶者からの暴力防止連絡会議に基づき、各機関と連携、情報提供を図った。また、DV事案が発生した時は、案件ごとに個別に情報提供、連携を図った。	児童虐待防止の観点から相互に連携し、機能強化を図る。	関係機関と情報の交換を行い、要保護児童等に対する支援について、各機関の役割について共有する。	家庭支援課 (家庭児童相談室)

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともにに行った。	関係部署との情報の共有に努め、被害者の一時保護からの自立支援を行う。	関係部署との連携強化に努める。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議各関係機関と情報交換、情報共有を図り、支援体制構築に努めた。	3、計画どおり	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にする。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図る。DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議の構成機関として、関係各課との連携を図った。	3、計画どおり	連絡会議に参加し、関係各課と情報共有を行い継続的な連携をすすめることができた。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議の構成機関として、関係各課との連携を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議へ参加する。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	会議等を通じて関係各課との連携を図った。	3、計画どおり	関係各課と情報共有を図り、継続的な支援を行った。	会議等を通じて、関係各課との連携を強化する。	会議に出席する。	保健推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たした。	3、計画どおり	学校園、SC・SSW等の専門家や関係機関と連携協力し、対応した。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たす。	学校園、SC・SSW等の専門家や関係機関と連携をとり対応する。	指導課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターや人権協会と連携し、被害者に二次被害が及ばないよう、情報交換をおこなった。	1、計画を大幅に上回る	地域就労支援センターや人権協会、庁内関係部署とケース会議を行い、情報共有をはかった。また、泉南市DV被害者相談マニュアルの情報更新をおこなった。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、庁内窓口担当者に対し、DV被害者相談マニュアルの活用を進めます。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努めます。	人権推進課

V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。警察や包括支援センター等から通報が入り次第、避難先の確保を行い、一時保護、他市への避難等必要な支援を関係機関とともに行った。	地域包括支援センターとの連携による相談を実施する。	地域包括支援センターとの連携により、相談体制の充実を図る。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターや関係機関との連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	個別事例により、地域包括支援センターや関係機関との連携による支援を実施した。	被害者に対する支援において、障害者相談支援事業所や地域包括支援センター等、各関係機関との連携により、相談体制を充実します。	各関係機関との連携により、相談支援を実施する。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	大阪府女性相談センター、警察署などのDV被害者支援センターと連携し、適切な支援の実施に努めた。	1、計画を大幅に上回る	令和5年度は、一時保護は2件に至ったが、相談内容の傾聴に努め、迅速な対応と連携に努めた。また、一時保護施設退所後の被害者についても関係機関と連携し、安全確保に努めた。	大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携し、適切な保護の実施に努める。	一時保護は緊急性を要するため、迅速な対応と連携に努める。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を実施。	3、計画どおり	地域包括支援センターや警察等と情報連携を密にし、高齢者の一時保護を実施できる体制を確率した、	警察や包括支援センター等との連携により一時保護を実施できる体制を確立し、相談、救援活動を行う。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を継続して実施する。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切に対応した。	3、計画どおり	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切な対応に努めた。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切に対応する。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護が必要な場合には、適切に対応する。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜性暴力の被害者支援＞「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して心とからだのケアに努めます。	大阪府等が作成したリーフレットの配架行い、周知啓発を図った。	2、計画をやや上回る	大阪府等が作成したリーフレットの配架行い、周知啓発を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図る。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図る。	人権推進課

V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談窓口、医療機関など との連携の強化＞各種相 談事業の相談員による情 報交換等により課題整理 を行い、問題解決に向けた ネットワークづくりを進め ます。	長年開催できていなかった「泉南市配偶者 からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係 課や関係機関と情報共有を図り、ネット ワーク構築の確認ができた。	1、計画を大幅 に上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会 議」を開催し、関係機関との連携強化を 図った。	「泉南市配偶者からの暴 力防止連絡会議」により、 連携強化に努めます。	泉南市配偶者からの暴力防止 連絡会担当者会議につい ては、R6年度より個別支援調整 会議として、大阪府女性相談セ ンターと連携して実施する。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談窓口、医療機関など との連携の強化＞各種相 談事業の相談員による情 報交換等により課題整理 を行い、問題解決に向けた ネットワークづくりを進め ます。	相談員間の情報交換等により、関係機関 と連携して、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	自立相談の中で、相談を受け付け、対応 した。	研修会に参加するなど相 談員の資質向上に努め るとともに、関係機関と連携 して、相談体制の強化を図 る。	相談員間の情報交換等によ り、関係機関と連携して、相談 体制の強化を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談窓口、医療機関など との連携の強化＞各種相 談事業の相談員による情 報交換等により課題整理 を行い、問題解決に向けた ネットワークづくりを進め ます。	相談、救済活動を行う大阪府・関係機関・ NPO(民間非営利組織)との連携により支 援を実施した。	3、計画どおり	事例に対しケース会議を行い、問題の共 有を図るとともに、各機関の役割を確認す るなどした。	相談、救済活動を行う。 大阪府、関係機関、 NPO(民間非営利組織) との連携を図る。	相談、救済活動を行う。大阪 府、関係機関、NPO(民間非営 利組織)との連携により支援を 行う。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談窓口、医療機関など との連携の強化＞各種相 談事業の相談員による情 報交換等により課題整理 を行い、問題解決に向けた ネットワークづくりを進め ます。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援 協議会において、相談等に関する情報共 有を図るための情報交換に取り組んだ。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立 支援協議会において、相談等に関す る情報共有を図るための情報交換に 取り組んだ。	相談支援事業所による情 報交換・課題解決に向け たネットワークにより、相談 支援の連携を図ります。	泉南市自立支援協議会におい て、相談支援事業所を中心 に情報交換・課題解決に向け たネットワークにより、連携を 図る。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談窓口、医療機関など との連携の強化＞各種相 談事業の相談員による情 報交換等により課題整理 を行い、問題解決に向けた ネットワークづくりを進め ます。	定期的に課内会議を行い、関係機関に情 報提供を行った。また必要時に応じて関係 機関と会議を開催する等、連携を図った。	3、計画どおり	関係機関との会議に出席し、関係機関と 必要な情報交換を行うことができた。	課題解決に向けたネット ワークづくりの推進に取り 組む。	引き続き関係機関との連携を 行う。	保健推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜相談窓口、医療機関など との連携の強化＞各種相 談事業の相談員による情 報交換等により課題整理 を行い、問題解決に向けた ネットワークづくりを進め ます。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関 係機関との連携強化を図った。	3、計画どおり	事案に対する情報を関係機関と共有 し、連携を図った。	子どもを守る地域ネット ワークにおいて、関係機関 との連携強化を図る。	事案に対する情報を関係機関 と共有し、連携を図る。	家庭支援課 (子ども給付係、 家庭児童相談室)
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	＜さまざまな立場で相談に 携わる人材の資質の向上 ＞民生委員児童委員や担 当者、相談員などの言動に よって、被害者を傷つけな いよう関係者に対する研修 を実施します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座 で「DV被害者への法的支援」をテーマと し、保護命令制度の改正について講座を 開催(参加人数:27名)、することにより、D V被害者へに理解と共感を持ち、相談者に 優しい支援を行うことができるようになった。	1、計画を大幅 に上回る	相談員・支援員の声を聞きながら、的確な 支援となるように、引き続きスキルアップ 講座を継続した。	電話相談員として、さまざ まな相談内容に対処でき るよう、カウンセラーや 関係機関からの専門的な 知識を習得できるように研 修を行う。	相談員・支援員のためのスキ ルアップ講座を開催します。	人権推進課

V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	くさまざまな立場で相談に 携わる人材の資質の向上 ＞民生委員児童委員や担 当者、相談員などの言動に よって、被害者を傷つけない よう関係者に対する研修 を実施します。	所管団体等への情報提供に努めた。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、さ まざまな立場で相談に携わる人材の資質 の向上につなげる。	所管団体等への情報提供 を行うことで、さまざまな立 場で相談に携わる人材の 資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行 う。	政策推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	くさまざまな立場で相談に 携わる人材の資質の向上 ＞民生委員児童委員や担 当者、相談員などの言動に よって、被害者を傷つけない よう関係者に対する研修 を実施します。	DV被害等に関する研修会に参加するな ど、相談員の資質の向上に努めるとも に、関係機関と連携して、相談体制の充 実化を図った。	3、計画どおり	DV被害等に関する研修会に参加するな ど、相談員の資質の向上に努めるとも に、関係機関と連携して、相談体制の充 実化を図った。	相談員の資質の向上に努 めるとともに、関係機関と 連携して、相談体制の充 実化を図る。	DV被害等に関する研修会に参 加するなど、相談員の資質の 向上に努めるとともに、関係機 関と連携して、相談体制の充 実化を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	くさまざまな立場で相談に 携わる人材の資質の向上 ＞民生委員児童委員や担 当者、相談員などの言動に よって、被害者を傷つけない よう関係者に対する研修 を実施します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	3、計画どおり	新型コロナウイルスの影響も緩和し、地 域での会議や研修など開催されるよう になった。その為、地域のネットワーク会議 〈見守りネットワーク等〉や各種研修会へ 参加し、意見交換の場を持つことがで きた。	各種研修への参加、情報 の提供等を行う。	各種団体への参加、研修への 参加、関係団体への情報提供 に努める。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する 初期段階の支 援の充実	くさまざまな立場で相談に 携わる人材の資質の向上 ＞民生委員児童委員や担 当者、相談員などの言動に よって、被害者を傷つけない よう関係者に対する研修 を実施します。	相談支援事業所を中心に泉南市自立 支援協議会において、関係機関との情 報共有を図った。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立 支援協議会において、相談等に関す る情報共有を図るための情報交換に 取り組んだ。	相談支援事業所を中心に 泉南市自立支援協議会に おいて、情報共有を図りま す。	各種研修への参加、関係団体 への情報提供に努める。	障害福祉課
V	13	(2)	生活基盤を整え るための支援	く生活基盤を整えるための 支援＞地域就労支援セン ターなどと連携し、就労支 援を行います。	地域就労支援センターや地域包括支援セ ンターと連携し、生活基盤を整えるための 支援を行った。	1、計画を大幅 に上回る	地域就労支援センターや地域包括支援セ ンターと連携し、就労支援や生活基盤を 整える為の同行支援などを行った。	地域就労支援センターな どと連携するとともに、研 修の助成制度の周知や、 啓発冊子・チラシの配布等 により、情報提供を図る。	地域就労支援センターなどと連 携するとともに、研修の助成制 度の周知や、啓発冊子・チ ラシの配布等により、情報提供 を図る。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整え るための支援	く生活基盤を整えるための 支援＞地域就労支援セン ターなどと連携し、就労支 援を行います。	地域就労支援センターで就労相談を 行い、年間の相談件数は220件で、新 規相談51件、再相談は169件ありま した。	3、計画どおり	地域就労支援センターでの就労相談 を継続し、再就職に向けた相談支援 を行った。	地域就労支援センターに おいて、就労支援の充実 に努める。	就労相談を継続して行うと ともに、関係機関と連携し、就 労へと繋がるよう支援を行う。	産業振興課
V	13	(2)	生活基盤を整え るための支援	く生活基盤を整えるための 支援＞大阪府女性相談セ ンター（配偶者暴力相談支 援センター）や医療機関、 警察、市民団体などのさま ざまな機関が連携し、中長 期にわたる継続的な被害 者支援を実施する仕組みを 作ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会を通 じて大阪府女性相談センターをはじめと する関係機関と連携を図った。	1、計画を大幅 に上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会 議」を開催し、関係機関との連携強化を 図った。	泉南市配偶者からの暴力 防止連絡会議を開催し、 連携強化を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防 止連絡会担当者会議につ いては、R6年度より個別支援調整 会議として、大阪府女性相談セ ンターと連携して実施する。	人権推進課

V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞DV被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図った。	2、計画をやや上回る	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図った。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図ります。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図ります。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞DV被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図った。	3、計画どおり	DV事案発生時は子どもにも深刻な影響を及ぼすことを念頭に、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制の強化を図った。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	関係機関と情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容(支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担等)に関する協議を行う。	家庭支援課 (家庭児童相談室)
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定こども園・保育所との連携を密にする とともに、関係部局との情報共有、連携強化を図った。	2、計画をやや上回る	子どもの支援について、関係機関及び関係部局との情報共有を図りながら、また、支援の結果なども共有し、継続的な支援を行った。	認定こども園・保育所との連携を密にする とともに、関係部局との情報共有、連携強化を図る。	子どもの支援について、関係機関及び関係部局との情報共有を図りながら、また、支援の結果なども共有し、継続的な支援を図る。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	・各保育施設が安心・安全な場所となるよう、情報提供や注意喚起等を行った。	3、計画どおり	・各保育施設の、子どもや保護者の様子や保育についての情報収集に努めた。	・各保育施設が安心・安全な場所となるよう、情報提供や注意喚起等を行う。	・各保育施設との連携を強化し、情報交換等を行う。	保育子ども課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	人権国際教育課と連携して、大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図りました。	3、計画どおり	各施設において、安心・安全な場所となるよう、必要な情報の共有や関係機関との連携を行った。	幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を行う。	子ども支援についての必要な情報の提供について、関係部局、機関と適切に行う。	指導課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる期間に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	長年開催できていなかった「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係課や関係機関と情報共有を図り、ネットワーク構築の確認ができた。	1、計画を大幅に上回る	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」を開催し、関係機関との連携強化を図った。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」により、連携強化に努めます。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会担当者会議については、R6年度より個別支援調整会議として、大阪府女性相談センターと連携して実施する。	人権推進課

V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	<高齢者・障害者への支援> >高齢者や障害者の相談に携わる期間に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施。	3、計画どおり	高齢者・障害者虐待防止月間である9月に広報にて、相談窓口等の周知啓発を実施。また、ポスターの掲示、チラシの配布等を行った。	高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報を提供する。	高齢者・障害者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施する。	長寿社会推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	<高齢者・障害者への支援> >高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、DVや虐待に関する認知、相談等に関する情報共有を図るための情報交換に取り組んだ。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、DVや虐待に関する認知、相談等に関する情報共有を図るための情報交換に取り組んだ。	障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促し、DV相談機関等に関する情報提供及び連携により、支援します。	障害者の相談に携わる機関に対し、障害者虐待防止に関する意識啓発、研修会の案内等、広報活動を実施する。	障害福祉課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	<外国籍住民への支援> 国際交流団体等と連例しながら、多言語でDVに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努めた。	2、計画をやや上回る	情報コーナーへの多言語によるリーフレットの加配、啓発には迅速な情報提供や見やすい配置・展示に努めた。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努める。	情報コーナーへの多言語によるリーフレットの加配、啓発には迅速な情報提供や見やすい配置・展示に努める。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	<外国籍住民への支援> 国際交流団体等と連例しながら、多言語でDVに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めた。	3、計画どおり	市民ボランティアによる国際交流事業等の実施を支援するとともに、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を、窓口をはじめ公共施設でも配布することにより、広く情報提供を行った。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	政策推進課